

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇ 告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理
保安林の指定の解除
土地細目の公告の申請

告 示

鳥取県告示第五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の 名 称 所 在 地 申出の都道府 県名 申出の受理の年月日
谷口 医院 鳥取市梶川町五七 全都道府県 昭和四十二年一月十四日

鳥取県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業駐車場敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目
米子市中町一五ノ四 宅 地